

令和5年度第2回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和5年 8月23日 (水)
午後3時00分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

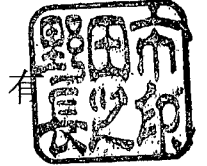
- (1) 第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について（諮問）
- (2) 第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について
 - ① 介護保険法等の改正について
 - ② 第9期介護保険事業計画に関する基本指針について
 - ③ 第9期野田市シルバープラン策定に係る各種調査の結果について
 - ④ 第9期野田市シルバープラン策定に係る基礎的数値に関する考え方について
 - ⑤ 現状把握及び課題について
- (3) 地域包括支援センターの廃止及び指定介護予防支援事業所の指定廃止について（報告）
- (4) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について（報告）
- (5) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について（報告）
- (6) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について（報告）

5 そ の 他

野福高第582号
令和5年8月23日

野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会
会長 鈴木 隆一 様

野田市長 鈴木



諮 問 書

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、
第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定することにつ
いて、別紙のとおり貴委員会の意見を求めます。

諮 問 要 旨

令和5年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる見直しが行われました。

さらに、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになること等を基本的な考え方として、第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針について、議論されております。

本市は、このような動向を踏まえながら、令和6年度以降も、老人福祉事業の供給体制の確保と介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ってまいります。

つきましては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体化した第9期老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定についてお諮りしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

介護保険法等の改正について

1 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）」が令和5年5月12日に成立し、同月19日に公布されました。

改正法は、介護保険関係では①介護情報基盤の整備、②介護サービス事業者の財務状況等の見える化、③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、⑤地域包括支援センターの体制整備等が主な内容となります。

2 介護保険関係の主な改正事項

(1) 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- ① 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ② 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

(2) 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- ① 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- ② 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

(3) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- ① 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など

(4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- ① 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨

を明確化など

(5) 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- ① 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とするなど

第9期介護保険事業計画に関する基本指針について

1 基本指針

介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっています。

2 第9期計画において記載を充実する事項（案）

令和5年7月10日に開催された社会保障審議会介護保険部会において、次のとおり第9期計画において記載を充実する事項（案）が示されました。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ② 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ③ サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ④ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ⑤ 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ⑥ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ② 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ③ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ④ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ⑤ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑥ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ⑦ 高齢者虐待防止の一層の推進
- ⑧ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ⑨ 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性

- ⑩ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ⑪ 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ⑫ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ⑬ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理的な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ① ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ② ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ③ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ④ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ⑤ 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ⑥ 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ⑦ 財務状況等の見える化
- ⑧ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第 9 期野田市シルバープラン策定に係る各種調査の結果について

1 各種調査の回答数について

令和 4 年度に実施した各種調査は、六つの調査で 4,739 通配布し、2,890 通の回答がありました。(回答率：約 60.98%)

調査の種類		対象者	配布数	回答数
①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立及び要支援者	1,000	724
②	在宅介護実態調査	要支援者及び要介護者	1,000	744
	特別養護老人ホーム入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	281	
③	施設サービス利用者調査	介護保険施設の入所者	200	142
	特別養護老人ホーム入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	122	
④	介護サービス事業所調査	介護サービス事業所	136	79
⑤	介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000	492
⑥	一般介護予防事業調査	自立	1,000	709
合 計			4,739	2,890

2 各種調査の結果について

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、全体的な傾向として「元気な高齢者が多いまち」と言える結果となっています。現状では「介護・介助は必要ない」が 86.0%で最も高いが、一方で、介護・介助が必要になった原因として「高齢による衰弱」と「糖尿病」をあげている方が多いため、前期高齢者からの健康寿命延伸の取組や生活機能低下の可能性のある方を把握して状況に合わせた介護予防事業を展開していくことが必要と考えられます。

転倒に対する不安については、『不安』が 55.1%、『不安はない』が 43.4%と『不安』の方が多く結果となっています。また、健康状態については、『よい』（「とてもよい」「まあよい」の合計）が 77.8%となっています。一方、『よくない』（「あまりよくない」「よくない」の合計）が 20.9%となっています。

会・グループ等への参加頻度については、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「町内会・自治会」「収入のある仕事」は比較的参

加頻度が高いが、一方で「ボランティアのグループ」「学習・教養サークル」「えんがわ（通いの場）」「老人クラブ（いきいきクラブ）」は低くなっています。会・グループ等への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」の割合が高くなっています。高齢者の孤立防止や生きがいがづくりの観点からも参加率の向上が必要と考えられます。

介護支援ボランティアの認知状況については、「はい（知っている）」が23.8%と約4人に1人となっています。介護支援ボランティアを知っている方で活動参加経験の有無については、「はい（参加経験あり）」が16.3%となっています。

認知症窓口を知らないと回答した方は、8割弱となっており、介護予防・認知症支援事業の認知度も低い状態となっているため、周知を図る必要があると考えられます。

(2) 在宅介護実態調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

在宅介護実態調査（兼特別養護老人ホーム入所希望者調査）からは、全体的な傾向として利用者の現状に合わせた介護が実施されている結果となっています。必要に応じたサービスを利用していますが、介護離職は1割近く存在し、重度化の進展次第で状況が悪化することも考えられます。介護者は精神的・身体的に『負担が強い』と回答している方が多く、特に要介護度が上がるほど『負担が強い』と回答している方は増加しています。また、介護者の健康状態については、「あまり健康でない」が18.8%、「病気や障がいがある」が17.0%と合わせて3割半ばが健康に不安があるという結果となっています。

介護をしながら働いている方で、何らかの働き方の調整をしている方は多くなっていますが、今後も働きながら介護を続けていくことについては、「続けていくのは、やや難しい」(12.7%)、「続けていくのは、かなり難しい」(5.8%)を合計した、『継続は難しい』は18.5%となっています。

一方、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいとする回答は多く、その理由としては「住み慣れた家での生活を続けたいから」が85.1%となっています。また、課題としては家族介護の難しさ、緊急時や夜間の対応で多くの回答がみられます。

特別養護老人ホームへの入所申込みについては、要介護3以上の方で3割弱の方が申込みをしていると回答しており、その理由としては家族の負担の重さと回答している方が約7割に及んでいます。

(3) 施設サービス利用者調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

施設サービス利用者調査からは、「要介護3以上」が全体の78.9%を占めていることから、これまでの介護の経緯・実態等で利用者の現状を反映した結果となっています。

施設生活の満足度については、『満足』が71.1%、『不満』が6.3%と多くの方が現状に満足している結果となっています。一方、施設に入所して不満に感じていることは、「家族や友人と離れて暮らすのは寂しい」の割合が39.4%と最も高く、次いで「特にない」、「寝ている時間が多い」、「自分の好きなように生活することができない」の順となっています。

施設費用の負担感については、『負担』が64.8%、『負担を感じない』が16.9%と多くの方が負担を感じている結果となっています。

現在の施設を退所して地域で暮らすための課題については、「家族だけでは十分な介護ができない」が59.9%と最も高く、次いで「住まいに支障がある」「緊急時の対応に不安がある」、「介護できる家族がいない」「通院等の外出に支障がある」の順となっています。

介護保険制度全般の満足度については、『満足』が45.1%、『不満』が20.4%と満足している方が多い結果となっています。

特別養護老人ホームへの申込みについては、「申込みをしている」が23.9%となっています。また、申込みの理由は、「家族の負担が重いから」が55.9%と最も高くなっています。

現時点での特別養護老人ホーム入居の必要度については、「ただちに入所できないと非常に困る」が5.9%となっていますが、「なるべく早く入所できるほうが良い」が41.2%となっています。

(4) 介護サービス事業所調査

事業所の運営状況については、令和3年度の総事業収支では、赤字と黒字の事業者数が同数となっています。また、赤字だった事業については、「地域密着型通所介護（利用実員18人以下）」が10.1%と最も高くなっています。

令和3年度の総事業収益については、『見込みを下回った』が最も高くなっており、厳しい結果となっています。見込みを下回った理由としては、利用者数の確保、人件費等の必要経費について挙げている事業者が多くなっています。

事業経営上の問題点については、「職員の確保が難しい」、「収益の確保が困難」、「事務作業量が多い」、「介護報酬が低い」、「職員の資質向上が難しい」、「職員の待遇改善ができない」が多く挙げられています。

(5) 介護サービス事業所職員調査

介護サービス事業所職員調査からは、人材の確保という点で様々な課題が表出しています。

従事者の属性においては、女性の割合が非常に多く、年代は40歳代以降が8割弱になっており、若者世代の担い手不足が顕著となっています。

ただし、業務内容の満足度は、62.8%が『満足』と回答し、現在の事業所での就労継続意向は、『続けたい』が70.4%、現在の職種での就労継続意向

は、『続けたい』が76.6%と高い回答となっています。

業務におけるストレスについては、『感じる』が約8割となっており、ストレスを感じる原因については、「職場における上司や同僚との関係」「利用者やその家族との関係」が高くなっています。

給与・賃金の額については、『満足・妥当だと思う』が45.0%となっています。一方、『少ないと思う』が50.8%となっており、少ないと思う方が多い結果となっています。

(6) 一般介護予防事業調査

一般介護予防事業調査からは、家族構成において、配偶者65歳以上の夫婦2人暮らしが全体の約4割強を占め、日中一人になることがよくある方が全体の約3割となっており、コミュニケーションの不足や健康状態の見守り不足などの問題が懸念されます。

外出時の移動手段においては、自分で車を運転する方が約6割と最も高くなっていますが、徒歩も5割半ばとなっています。

「介護予防10年の計」として取り組んでいる「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」といった市民の自助・互助を中心とした取組については、認知度が低い状態にあるが、「のだまめ学校」への各条件下での参加希望度では、参加に意欲的な『参加したい』は、「10分未満／徒歩／介護予防や認知症予防／商業施設」「10分以上～30分未満／車／介護予防や認知症予防／医療施設」で参加希望が高くなっています。

3 各種調査から抽出された課題について

各種調査の結果より、以下の課題が抽出されました。この課題に加え、地域包括ケア「見える化」システム、地域ケア会議及び野田市シルバープランの実施状況等から抽出された課題から、第9期シルバープランの課題をまとめていきます。

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ① 前期高齢者への健康寿命の延伸
- ② 運動・食事・日常生活で問題がある方の把握とその状況に合わせた事業の展開
- ③ 地域づくりを通じた健康づくり、介護予防の充実
- ④ 雇用やボランティア等の参加機会の確保
- ⑤ 認知症に関する相談窓口の周知等を通じた認知症施策の推進

(2) 在宅介護実態調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

- ① 介護による離職を防ぐための介護者の負担軽減と、介護者への制度・サービス（介護保険サービス以外の支援・サービス、地域密着型サービス、本市実施の高齢者福祉サービス）の周知
- ② 介護サービス利用者への重度化予防策

- ③ 地域包括ケアの周知と仕組みづくり
- (3) 施設サービス利用者調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）
 - ① 施設での生きがいづくりや充実感を持った生活
 - ② 金銭的な負担や施設生活での悩みへの対応
 - ③ 多様な施設やサービス供給体制の整備
- (4) 介護サービス事業所調査
 - ① 継続的な人材の確保・育成、離職の防止
 - ② 利用者の確保等による 経営基盤の強化
- (5) 介護サービス事業所職員調査
 - ① 若者世代を含む、さまざまな人が従事したいと思える労働環境の整備
 - ② 職員個人にかかるストレスの緩和
 - ③ キャリアアップのための研修や適切な人事評価制度を通じた人材育成
 - ④ 給与・賃金の改善
- (6) 一般介護予防事業調査
 - ① 独居などによる社会的孤立を防ぐための地域との繋がり創出
 - ② 「介護予防10年の計」のより一層の周知
 - ③ より身近な場所での自助・互助による介護予防活動の展開促進

第9期野田市シルバープラン策定に係る基礎的数値に関する考え方について

1 野田市シルバープランにおける人口推計について

第9期介護保険事業計画に関する基本指針（案）において、地域の介護需要のピーク時を踏まえ中長期的な介護需要、サービスの種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立った計画の策定が重要とされていることから、第9期計画期間（令和6年度から令和8年度まで）に加え、令和22年度の人口を推計します。

2 推計人口について

第9期野田市シルバープランの策定に係る人口の推計に当たっては、総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口フレームを参考に、次のとおり推計いたしました。

(1) 推計方法

① 総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける推計データ

総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンより、令和2年度、令和7年度、令和12年度、令和22年度の人口値が表1「総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計値」のとおり推計されています。

表1 総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口推計値（単位：人）

年度	R2	R7	R12	R22
人口推移	155,141	153,684	151,932	139,778

② 総合計画の推計人口による各年度の人口推移の算出

令和6年度から令和8年度までの人口は、表2「総合計画の推計人口による各年度の人口推移」のとおり、令和2年度、令和7年度及び令和12年度の推計人口値を参考に推計しました。

表2 総合計画の推計人口による各年度の人口推移（単位：人）

年度	R5	R6	R7	R8
人口推移	154,271	153,981	153,684	153,333

③ 年齢別登録人口

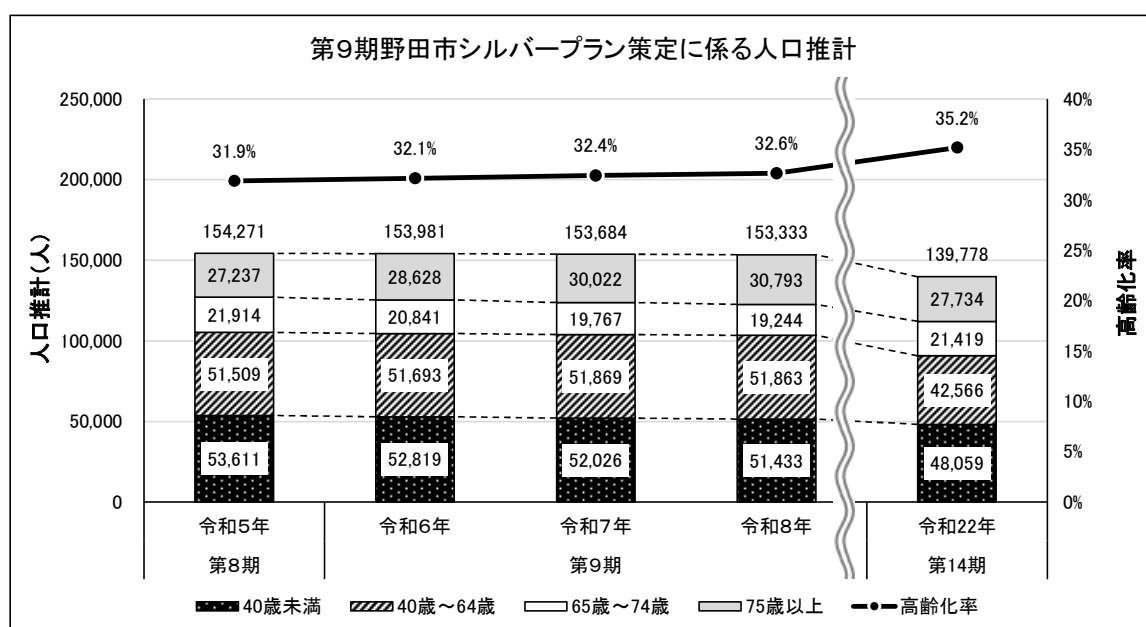
総合計画及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける各年度の年齢別構成比を参考に、年齢別登録人口を表3「年齢別登録人口」のとおり推計しました。

表3 年齢別登録人口（単位：人）

区 分	第8期	第9期			第14期	
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年	
40歳未満	53,611	52,819	52,026	51,433	48,059	
40歳～64歳	51,509	51,693	51,869	51,863	42,566	
65歳以上	49,151	49,469	49,789	50,037	49,153	
内 訳	65歳～74歳	21,914	20,841	19,767	19,244	21,419
	75歳以上	27,237	28,628	30,022	30,793	27,734
合 計	154,271	153,981	153,684	153,333	139,778	
高齢化率	31.9%	32.1%	32.4%	32.6%	35.2%	

（各年度10月1日現在）

【令和5年度から令和22年度までの年齢別】



3 要介護・要支援認定者数の推計

令和3年度から令和5年度（5月末現在）までの認定率の伸びから、令和6年度から8年度及び22年度における要介護・要支援認定者数を地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能により、表4「要介護・要支援認定者数」のとおり自然推計いたしました。

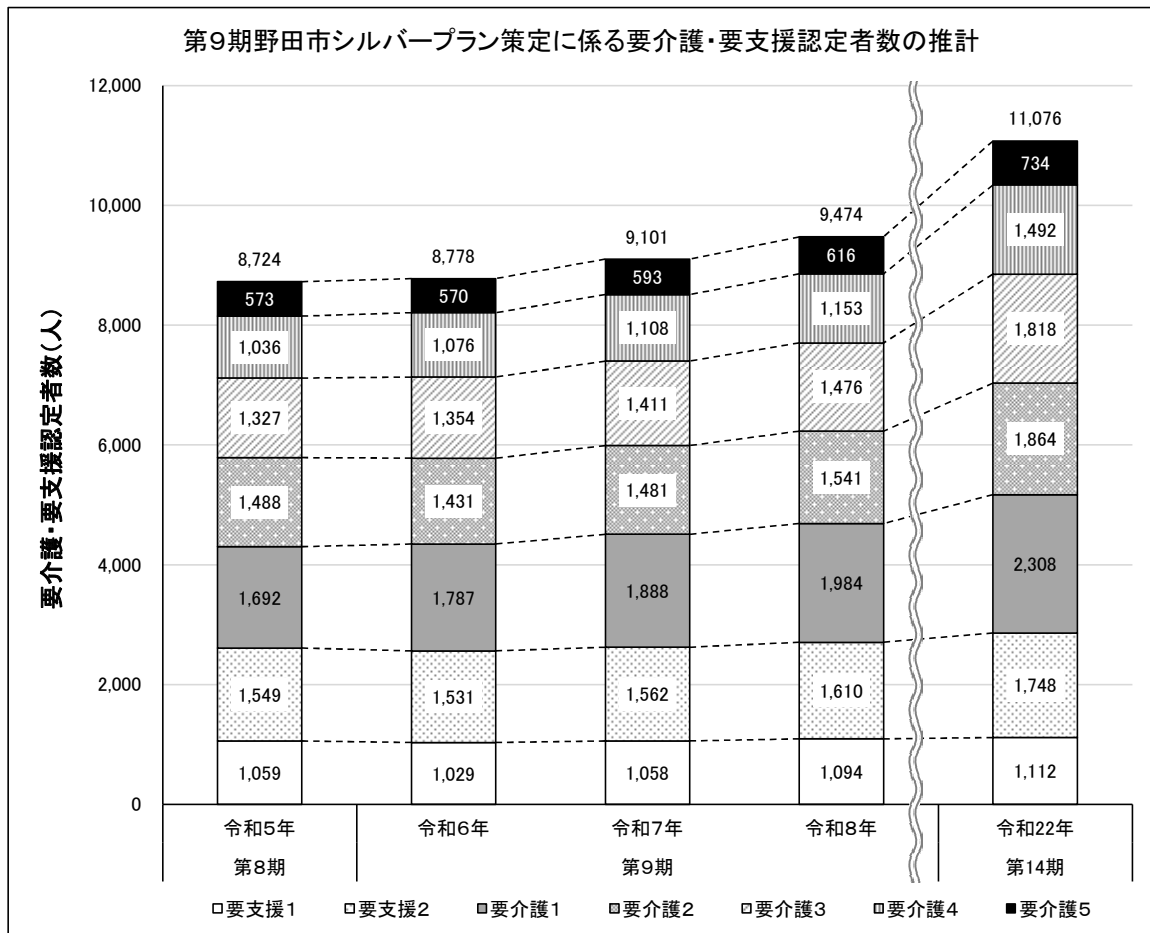
なお、最終的な認定率の伸びの計算に用いる令和5年度の数値は、9月分の介護保険事業状況報告（月報）の数値を用いることから、今後、変更が生じる予定です。

表4 要介護・要支援認定者数（単位：人）

区 分	第8期	第9期			第14期
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
要支援1	1,059	1,029	1,058	1,094	1,112
要支援2	1,549	1,531	1,562	1,610	1,748
小 計	2,608	2,560	2,620	2,704	2,860
要介護1	1,692	1,787	1,888	1,984	2,308
要介護2	1,488	1,431	1,481	1,541	1,864
要介護3	1,327	1,354	1,411	1,476	1,818
要介護4	1,036	1,076	1,108	1,153	1,492
要介護5	573	570	593	616	734
小 計	6,116	6,218	6,481	6,770	8,216
合 計	8,724	8,778	9,101	9,474	11,076

（令和5年度は5月分の介護保険事業状況報告（月報）の数値）

【令和5年度から令和22年度までの要介護・要支援認定者数の推計】



現状把握及び課題について

地域包括ケア「見える化」システムによる他地域の介護保険事業との比較により、当市の現状把握を行った上で、地域ケア会議及び第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）第4章及び第5章の実施状況等から次のとおり課題を抽出しました。

1 地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握

(1) 地域包括ケア「見える化」システムとは

地域包括ケア「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

システム利用の目的は以下のとおりです。

- ① 地域間比較による現状分析から、自治体の課題抽出を容易に実施可能とする。
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする。
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる。

(2) 地域包括ケア「見える化」システムから見える現状

第9期計画策定にあたり、全国、千葉県、近隣市（柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市）との地域間比較を行い、野田市の現状を検証しました。

① 高齢者の年齢構成及び高齢化率の比較

図1「前期・後期高齢者割合（令和5年（2023年））」を見ると、野田市は、全国、千葉県及び近隣市と比べ、高齢者に占める前期高齢者の割合が高い傾向にあります。

一方、図2「高齢化率」を見ると、野田市は、全国及び千葉県の高齢化率を上回っています。近隣市と比較すると、我孫子市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び鎌ヶ谷市より高い高齢化率となっています。

これらのことから、野田市は高齢化が進んでいるものの、全体の構成としては、前期高齢者が多いという特徴があります。

図1 前期・後期高齢者割合（令和5年（2023年））

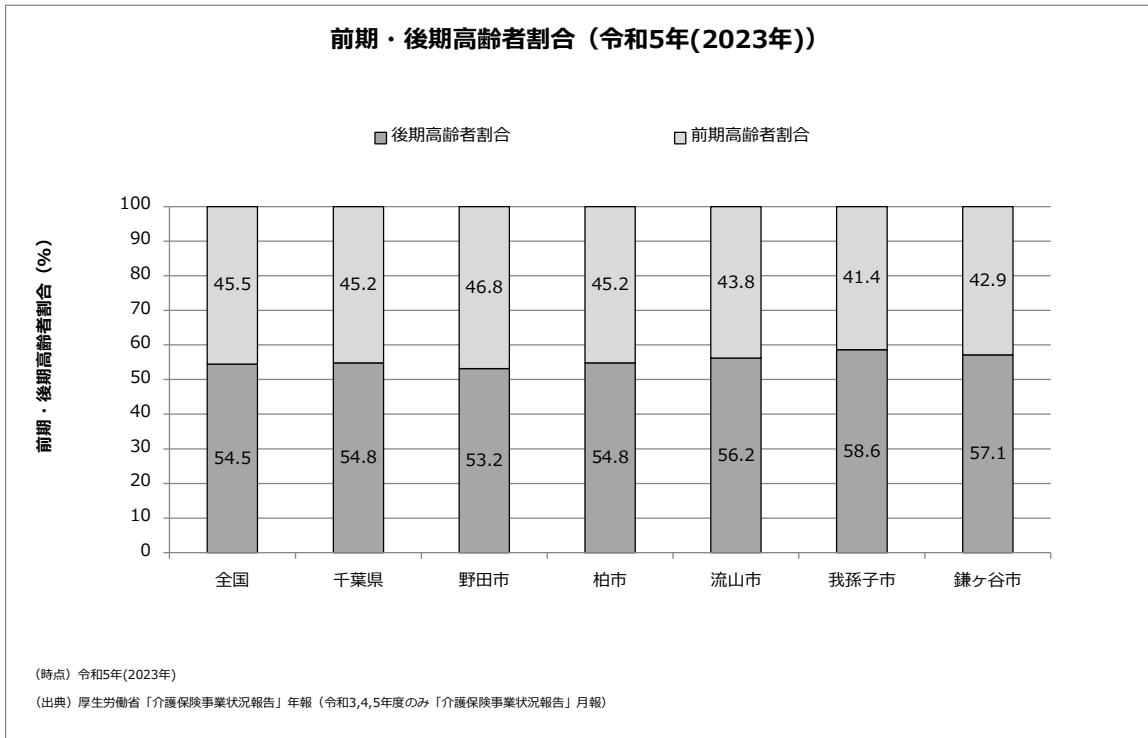
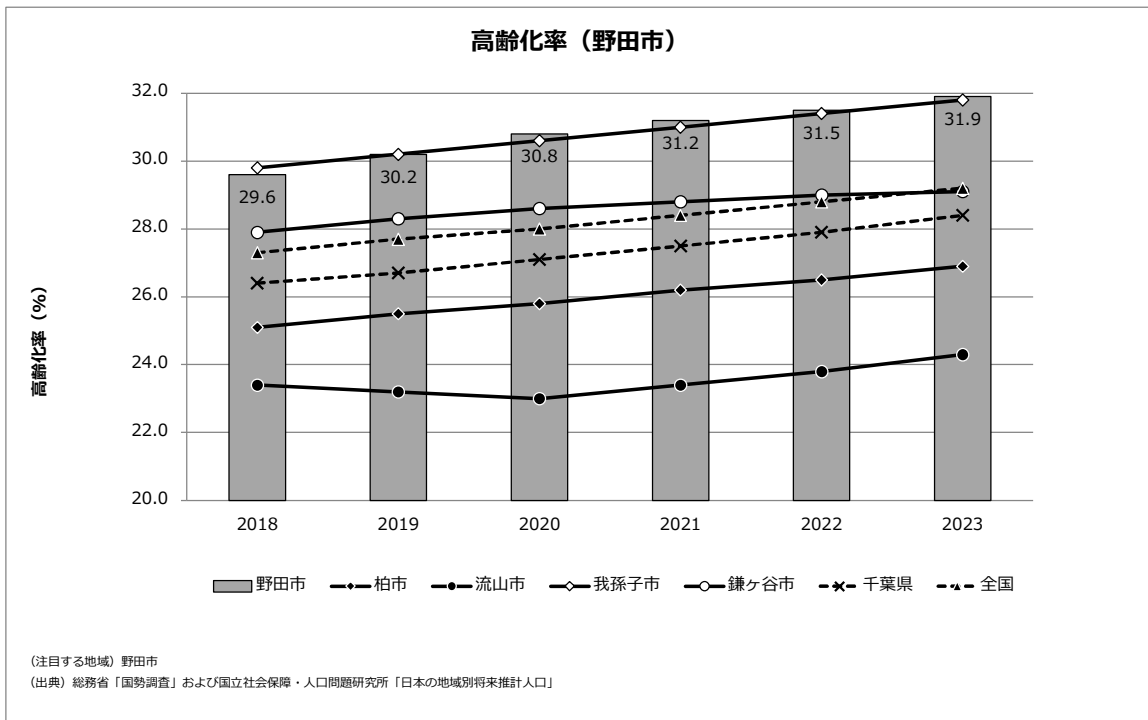


図2 高齢化率



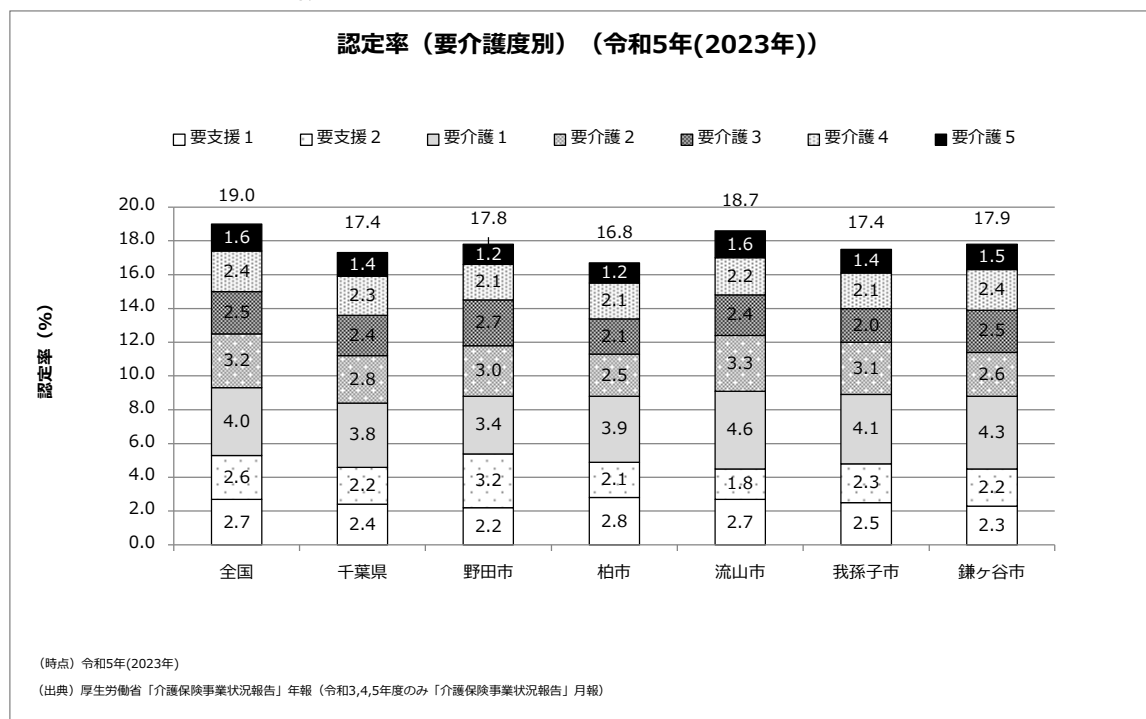
② 要介護・要支援認定率の比較

図3「認定率」を見ると、要介護・要支援認定率は、千葉県及び近隣市とほぼ同様の割合となっており、全国平均と比較すると1.2ポイント下回っています。

要介護度別にみると、要支援1から要介護2までの軽度認定率の割合が比

較的多くなっています。

図3 認定率（要介護度別）



③ 施設・居住・在宅サービスの受給率（要介護度別）比較

施設・居住・在宅サービスの受給率の割合を要介護度別に比較すると、図4「施設サービスの受給率の割合比較」より、施設サービスにおいては鎌ヶ谷市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び我孫子市よりも高く、全国平均、千葉県と比べても高くなっています。

図5「居住系サービスの受給率の割合比較」を見ると、居住系サービスにおいては近隣市よりも低く、全国平均、千葉県と比べても大きく下回っています。

図6「在宅サービスの受給率の割合比較」を見ると、在宅サービスの割合は全国平均を下回るものの、概ね千葉県や近隣市と同じ割合となっています。

「在宅サービス」「居住系サービス」「施設サービス」とは、以下のサービスを意味します。

- 在宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
（※利用者を重複してカウントすることを防ぐため、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数として利用します。）
- 居住系サービス…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
- 施設サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

図4 施設サービスの受給率の割合比較

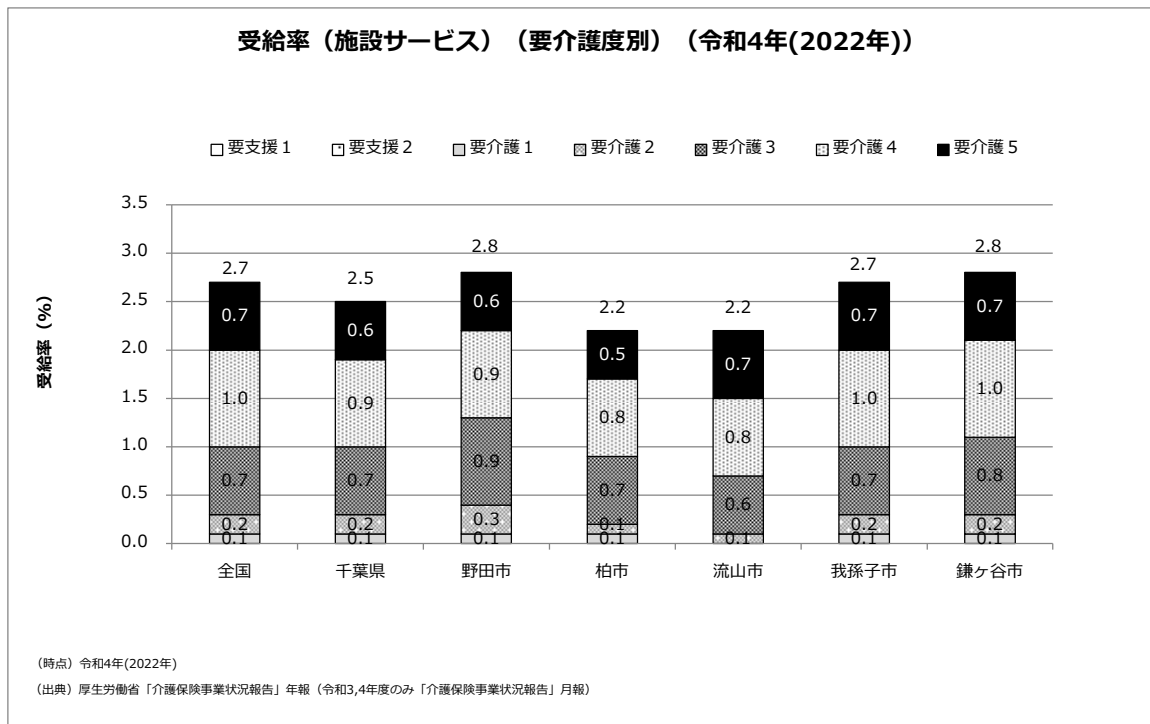


図5 居住系サービスの受給率の割合比較

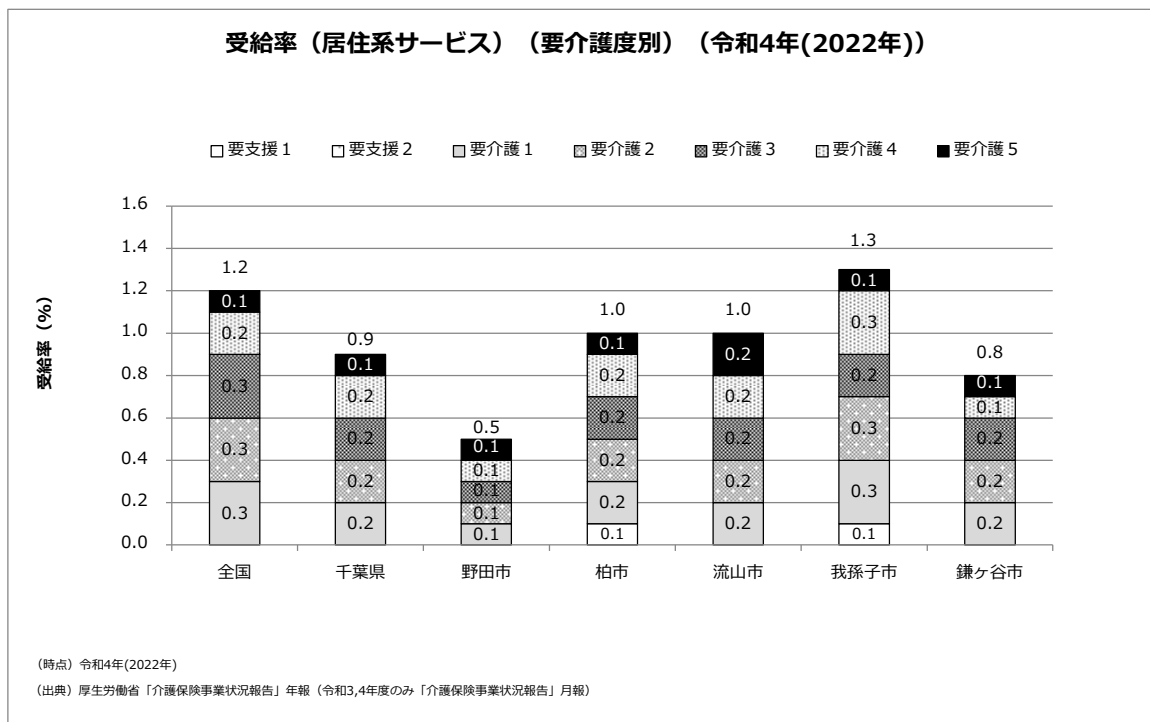
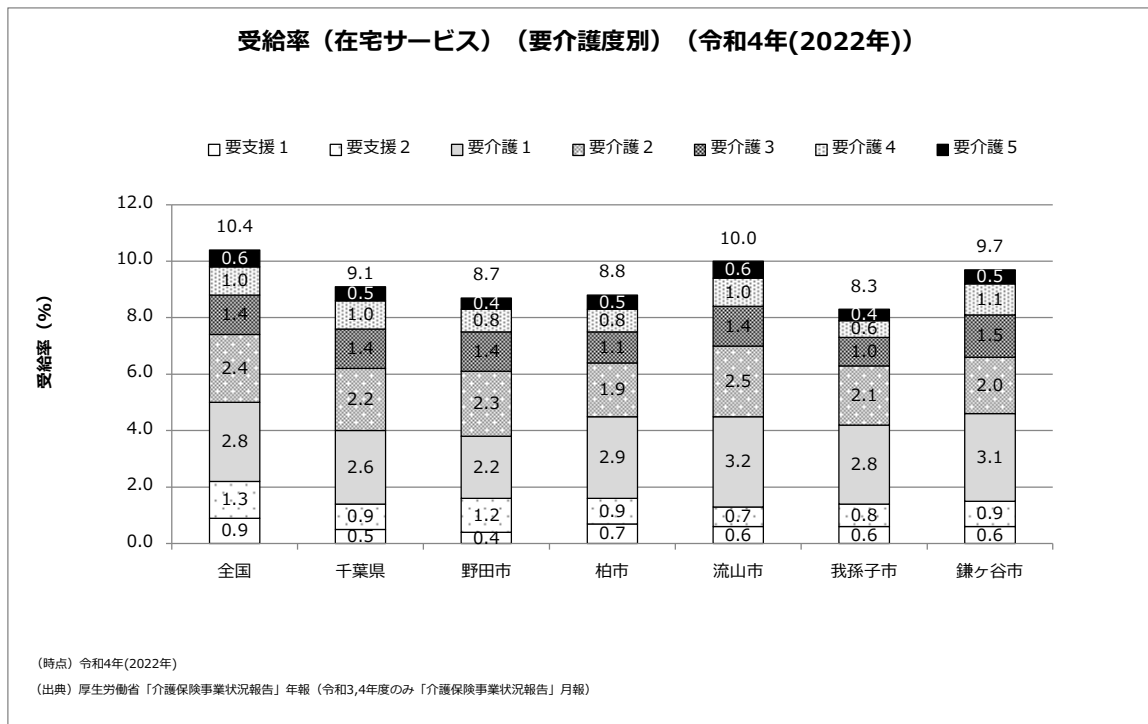


図6 在宅サービスの受給率の割合比較



2 地域ケア会議からの課題

地域ケア会議は①地域ケア個別会議、②地域ケア地区別会議、③地域ケア包括会議に加えて、平成27年度より④地域ケア推進会議（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」が兼ねる。）を開催し、四つの日常生活圏域ごとに地域課題から重点課題を抽出し、解決に向けた対応計画を策定し、評価を行うPDCAサイクルにより取り組んできました。

そこで、令和3年度から5年度までのPDCAサイクルにおける評価を踏まえ、「政策形成機能」として、第9期野田市シルバープランの施策に反映するべく、市全体の課題を検討したところ、地区別重点課題から以下の政策課題を抽出しました。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために、医療・介護の連携強化が必要
- (2) 複雑な問題を抱える個別ケースや制度の狭間となるケースについて、多面的（制度横断的）支援の展開が図れるよう、各専門職や関係機関との連携強化や、各専門職のスキルアップが必要
- (3) 介護予防や認知症への対応のため、社会資源の活用や介護保険制度以外の支援体制が必要
- (4) 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの体制強化を図り、高齢者や各関係機関への更なる周知が必要

3 第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン） の実施状況からの課題

令和3年度からスタートした第8期野田市シルバープランでは、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和7（2025）年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までを見据えて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ってきました。

その実現のため、高齢者の方々がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として実施してきた「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」など六つの戦略を更に充実させました。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターについては、令和3年度より南部・福田地区に1か所増設し、令和4年度より東部地区に新たに設置するとともに、これまで市役所内に設置されていた地域包括支援センターを基幹型地域包括支援センターに位置付け、支援体制を整備しました。なお、令和3年度より名称を市民の皆様がイメージしやすい「高齢者なんでも相談室」に改め、気軽に高齢者ご本人、ご家族、地域の方からご相談や情報提供をしていただけるよう努めました。

認知症施策については、2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業を中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を図りました。

高齢者の権利擁護施策については、成年後見制度の普及啓発を行ったほか、多様化する高齢者虐待事例に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、関係機関との連携、強化を図りました。

以上の実施状況から、以下のとおり課題を抽出しました。

- (1) 地域包括ケアシステムの確立
- (2) 認知症対策
- (3) 高齢者の権利擁護施策

地域包括支援センターの廃止及び指定介護予防支援事業所の指定廃止について

1 野田市南第2地域包括支援センターについて

野田市南第2地域包括支援センターについては、高齢者人口の増加に伴い、総合相談や虐待など困難事例も増加していることから、令和3年4月1日に、既存の野田市南部・福田地区地域包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）を分割し、野田市南第1包括支援センター（特別養護老人ホーム椿寿の里内）及び野田市南第2地域包括支援センター（木野崎病院内）として設置しました。担当区域については、南部地区の北方に位置する大字花井、堤根、花井一丁目と福田地区となります。

今般、事業運営に必要な人員を確保できないため、令和5年6月9日付けで、設置者より地域包括支援センター運営業務廃止申出書が提出されるとともに、併設する指定介護予防支援事業所について介護保険法第115条の25第2項の規定に基づき指定廃止届出書が提出されました。

これを受け、令和5年6月9日付けで、地域包括支援センターの委託解除及び廃止をするとともに、指定介護予防支援事業所の指定廃止をいたしましたので、報告するものです。

【廃止及び指定廃止事業所の概要】

名称	所在地	設置者
野田市南第2地域包括支援センター 野田市南第2指定介護予防支援事業所	野田市木野崎 1561番地の1 (木野崎病院内)	医療法人社団 葛野会

2 野田市南第2地域包括支援センターの業務

野田市南第2地域包括支援センターの業務である、野田市が委託していた包括的支援事業（介護予防支援事業、総合相談支援事業、虐待の発見・防止などの権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等）及び指定介護予防支援事業所が行う介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の実施については、当面の間、高齢者支援課地域包括支援センターが実施いたします。

【野田市の地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）】

センター名（愛称）	設立年月日	担当区域
野田市高齢者支援課地域包括支援センター （野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室）	平成 18 年 4 月 1 日	市内全域 福田地区及び 南部地区の一部
野田市中央地域包括支援センター （野田市中央高齢者なんでも相談室）	平成 30 年 4 月 1 日	中央地区
野田市東地域包括支援センター （野田市東高齢者なんでも相談室）	令和 4 年 4 月 1 日	東部地区
野田市南第 1 地域包括支援センター （野田市南第 1 高齢者なんでも相談室）	平成 24 年 8 月 1 日	南部地区 （一部を除く）
野田市北地域包括支援センター （野田市北高齢者なんでも相談室）	平成 20 年 1 月 1 日	北部・ 川間地区
野田市関宿地域包括支援センター （野田市関宿高齢者なんでも相談室）	平成 18 年 4 月 1 日	関宿地域

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	デイサービスきのさきの家
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市木野崎 1647-12
4 運営事業者	株式会社U s e ・ f u l
5 代表者氏名	宇佐見 秀雄
6 指定更新年月日	令和5年7月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地域密着型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和5年5月1日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市木野崎 1647-12
	名 称	株式会社U s e ・ f u l
	代表者氏名及び住所	宇佐見 秀雄 千葉県野田市山崎 1918-3
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市木野崎 1647-12
	名 称	デイサービスきのさきの家
	管 理 者 氏 名	宇佐見 秀雄

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	養生塾
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市宮崎 209-11
4 運営事業者	有限会社陽だまり
5 代表者氏名	中村 英明
6 指定更新年月日	令和5年7月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地域密着型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和5年5月1日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市尾崎 1109-3
	名 称	有限会社陽だまり
	代表者氏名及び住所	中村 英明 埼玉県吉川市高富 2-3-20
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市宮崎 209-11
	名 称	養生塾
	管 理 者 氏 名	佐藤 美奈子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号及び115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について

野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止届出事業者等

1 事業所の名称	陽だまり
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市尾崎 1109-3
4 運営事業者	有限会社陽だまり
5 代表者氏名	中村 英明
6 廃止年月日	令和5年6月30日
7 廃止理由	利用者減少のため

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について

埼玉県北葛飾郡松伏町に所在する野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止届出事業者等

1 事業所の名称	デイサービスにこりん
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	埼玉県北東葛郡松伏町大字松伏 2432-1
4 運営事業者	株式会社リアブルパーソンズ
5 代表者氏名	藤田 恵美
6 廃止年月日	令和5年7月31日
7 廃止理由	従業者の人員基準の配置が困難なため